

津波災害警戒区域等指定基準
素案

平成 29 年 11 月

山 形 県

目 次

1.	津波災害警戒区域等指定基準策定の目的	- 1 -
1-1.	津波災害警戒区域等指定基準策定の目的	- 1 -
2.	津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）の概要	- 1 -
3.	山形県津波浸水想定・被害想定調査結果の概要	- 1 -
3-1.	山形県津波浸水想定・被害想定調査結果について	- 1 -
4.	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に伴う事項	- 2 -
4-1.	津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは	- 2 -
4-2.	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準	- 2 -
4-3.	津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の変更（解除）に関する要件	- 2 -
4-4.	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定手続き	- 2 -
4-5.	津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定後の対応	- 3 -
5.	津波特別災害警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の指定に伴う事項	- 3 -
5-1.	津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）とは	- 3 -
5-2.	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準	- 3 -
5-3.	津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の検討の方向性	- 3 -
5-4.	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定の解除（変更）に関する要件	- 4 -
5-5.	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定手続き	- 4 -
5-6.	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定後の対応	- 4 -
6.	その他	- 4 -

1. 津波災害警戒区域等指定基準策定の目的

1-1. 津波災害警戒区域等指定基準策定の目的

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を円滑に進めるため、指定基準を策定する。

2. 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）の概要

東北地方太平洋沖地震の経験を踏まえ、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年法律第 123 号）[※]が定められた。

この法律では、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進するために、以下のことが定められている。

国土交通大臣：基本指針を定める

都道府県知事：①基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する。

②警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。

③警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

市町村：基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

都道府県知事又は市町村長：盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う。

※以下、「法」と呼ぶ。

3. 山形県津波浸水想定・被害想定調査結果の概要

3-1. 山形県津波浸水想定・被害想定調査結果について

本県では、政府が「最大クラスの津波」を発生させる津波断層モデルを平成 26 年 8 月に公表したことを受け、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「最大クラスの津波」による津波浸水想定を設定するとともに、「最大クラスの津波」を発生させる地震と津波による被害を想定し、平成 28 年 3 月に公表した。

公表結果では、最大で、津波最高水位 16.3m、海岸線における高さ 20cm の津波の最短到達時間は、11 分から 1 分未満と想定され、この津波により最大で、約 10,290 棟の建物が全壊、津波による死者は約 5,060 人と想定された。

一方、避難者全員がすぐに避難を開始することで、死者は約 960 人と、81%、約 4,100 人減少させることができると想定している。

4. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に伴う事項

4-1. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは

津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、最大クラスの津波が発生した場合、当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や法第五十三条第二項に規定する基準水位により住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、予報又は警報の発令及び伝達、避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等の警戒避難体制の整備を行う区域。

※津波災害警戒区域（イエローゾーン）には土地利用や開発行為等に規制はかからない。

出典：「基本指針」

4-2. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、原則として津波浸水想定に定める浸水想定区域の浸水域外側のメッシュを線で繋いだ範囲とする。

ただし、線で繋ぐことが困難な場合などは、地域の状況に応じ、浸水域外側の直近の字界や道路等までを区域の範囲とすることを可能とする。

4-3. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の変更（解除）に関する要件

区域指定後、次の事由により県が津波浸水想定を見直したことにより、津波災害警戒区域の指定基準を満たさなくなった区域については指定を解除するとともに、新たに指定基準を満たすこととなった区域がある場合は、指定基準に基づき指定する。

- ① 地震等の影響により地形的条件が変化した場合
- ② 新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備され減災効果が見込まれる場合
- ③ 津波断層モデルの新たな知見（内閣府、中央防災会議等）が得られた場合

4-4. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定手続き

県は、指定基準に基づき、適宜関係市町と調整を行いながら津波災害警戒区域（イエローゾーン）の案（県案）を作成する。

県案作成後は、関係市町に対し県案を提示するとともに、住民説明会を開催し県案の内容を説明し、津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定に係る関係市町の意向を照会する。

意向照会の結果、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定が必要と回答した市町があった場合は、区域指定に向けた手続きに着手する。

4-5. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定後の対応

津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定後は、津波からの警戒避難体制を整備するため、法に基づき当該区域内において次の対策を講ずる。

1 市町村

- ①市町村地域防災計画への津波警戒避難体制（避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝達等）に関する事項の記載 <法第54条>
- ②津波ハザードマップの作成・周知 <法第55条>
- ③避難施設の指定や管理協定締結による津波避難施設の確保 <法第50、60、61条>

2 避難促進施設所有者・管理者

地下街、避難困難者利用施設等の避難促進施設における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施 <法第17条>

3 宅地建物取引業者

宅地建物取引業法に基づく重要事項説明 <宅地建物取引業法施行規則第16条の4の3>

5. 津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の指定に伴う事項

5-1. 津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）とは

津波が発生した場合に建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域において、防災上の配慮を要する住民等が当該建築物の中においても津波を「避ける」ことができるよう、一定の建築物の建築とそのための開発行為に関して建築物の居室の高さや構造等を津波に対して安全なものとするをを求める区域。（土地利用規制）

当区域は、一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築並びにそのための開発行為について、津波が来襲した場合であっても倒壊等を防ぐとともに、居室の床面の高さが基準水位以上とし、津波に対して安全なものとするを求める「オレンジゾーン」と、「オレンジゾーン」内について市町村が条例で区域と建築物の用途を定めた場合、当該建築及びそのための開発行為について津波に対して安全なものとするを求める「レッドゾーン」がある。

出典：「法」

5-2. 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）は、原則として津波災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、基準水位2.0m以上となる区域を基本とする。

ただし、地域の状況に合わせて指定することを可能とする。

5-3. 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の検討の方向性

津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、市町の判断により条例を制定することで、指定する区域や建築物の建築やそのための開発行為に対する制限の対象とする用途を、地域の選択として規定することができる。

レッドゾーンの対象区域は、オレンジゾーンの検討と同様、津波による被害リスクと浸水深の関係や「地域づくり」との整合等の検討により設定することが可能であると考えられる。

5-4. 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定の解除（変更）に関する要件

区域指定後、次の事由により県が津波浸水想定を見直したことにより、津波災害警戒区域の指定基準を満たさなくなった区域については指定を解除するとともに、新たに指定基準を満たすこととなった区域がある場合は、指定基準に基づき指定する。

- ① 地震等の影響により地形的条件が変化した場合
- ② 新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備され減災効果が見込まれる場合
- ③ 津波断層モデルの新たな知見（内閣府、中央防災会議等）が得られた場合

5-5. 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定手続き

県は、指定基準に基づき、適宜関係市町と調整を行いながら津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の案（県案）を作成する。

県案作成後は、関係市町に対し県案を提示するとともに、住民説明会を開催し県案の内容を説明し、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定に係る関係市町の意向を照会する。

意向照会の結果、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定が必要と回答した市町があった場合は、区域指定に向けた手続きに着手する。

5-6. 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定後の対応

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定後は、津波からの警戒避難体制を整備するため、法に基づき当該区域内において次の対策を講ずる。

- 1 津波災害特別警戒区域内（オレンジゾーン）における特定開発行為及び特定建築行為の特定建築行為の制限
 - ①一定の社会福祉施設、学校、医療施設の建築のために予定した盛土等の開発行為の規制 <法第73、75条>
(開発主体への義務化)
 - ②一定の社会福祉施設、学校、医療施設としての建築物が津波に対して安全な構造であるとともに、病室等の居室の床面の高さが基準水位以上 <法第82、84条>
(開発主体への義務化)
- 2 市町村によるレッドゾーンの指定
市町村の条例で定めた区域について住宅等の規制を追加（レッドゾーン） <法第73条>
(市町村の任意規定)
- 3 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明 <宅地建物取引業法施行規則第16条の4の3>
(民間業者への義務化)

6. その他